

安全運転管理者の業務

安全運転のための注意事項

埼玉県警察本部交通部交通総務課

安全運転のための習慣



自動車事故は、人災である



運転業務に従事する者に、関心を持つ。

どこへ行くのか、運転経験は大丈夫か、今日の天気は（風が強い、降雨）急ぎの仕事ではないか等

運転技能向上のためのアドバイスをする。

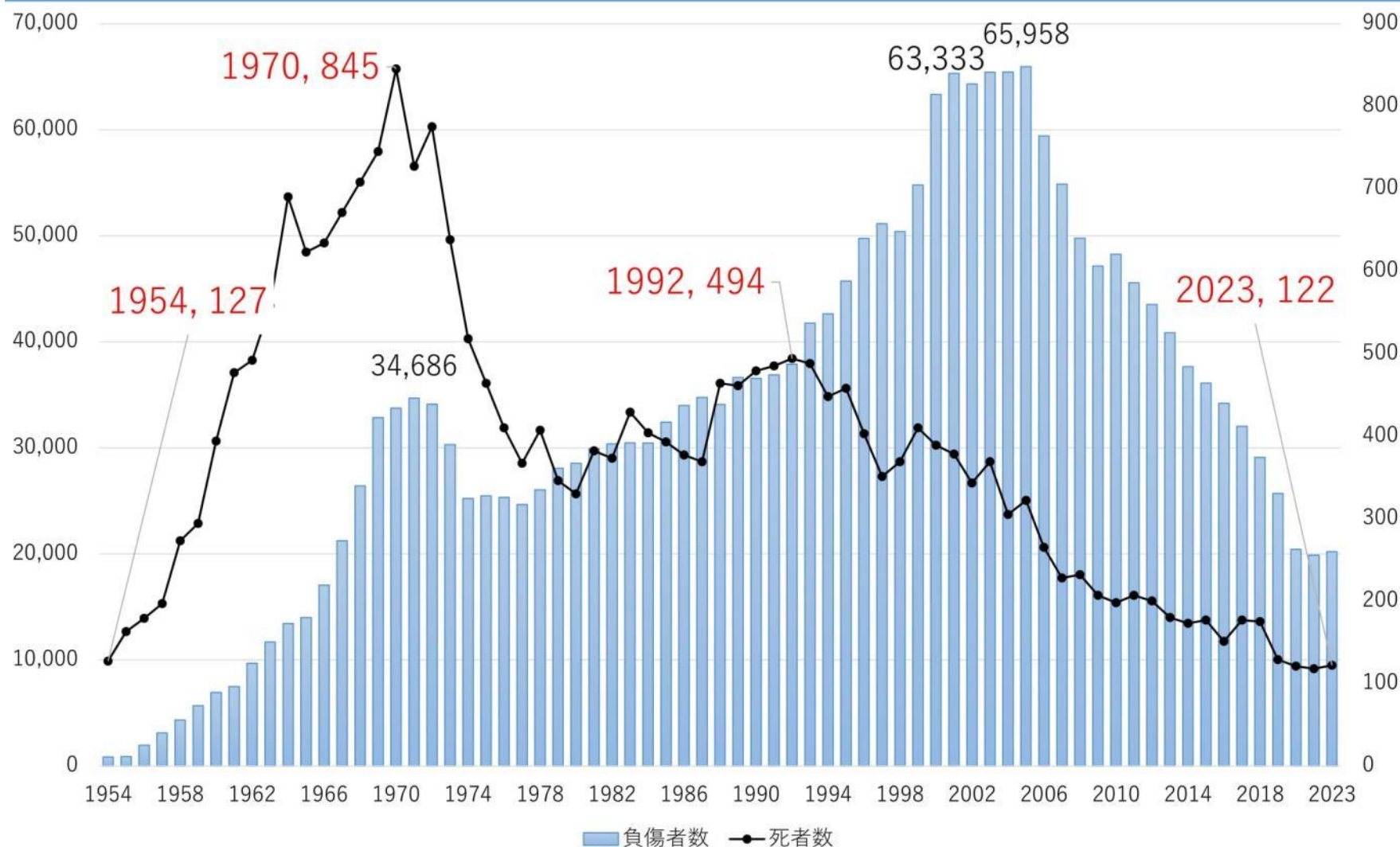
同乗して初めて分かることも多い

基本を徹底させる。

日常点検、運転姿勢、指さし呼称など

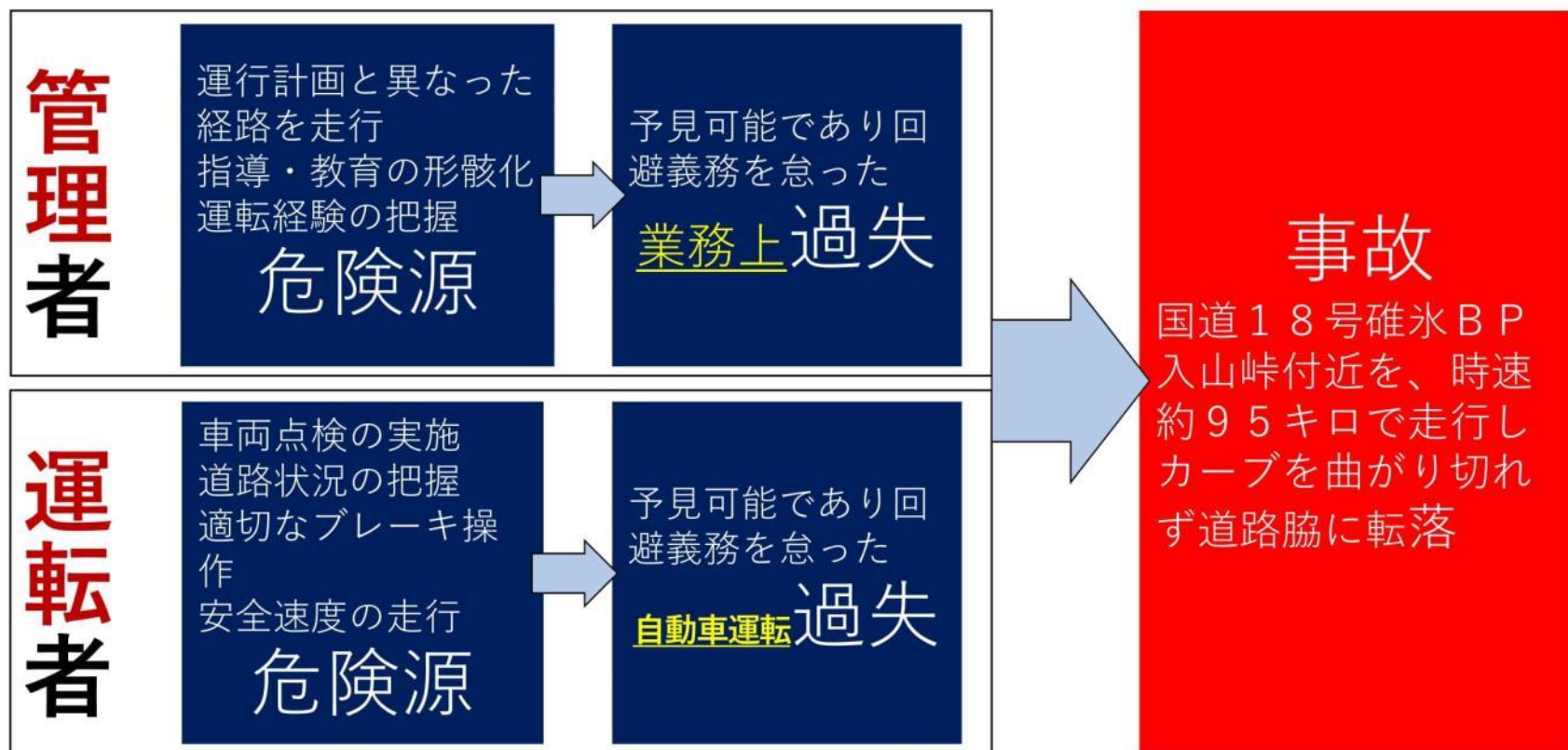
交通事故の推移

埼玉県内の交通事故死者数及び負傷者数



運転の管理に関する不適切な事例

2016年1月、長野県軽井沢町でスキーツアーバスが道路脇に転落し、大学生ら15人が死亡、26人が重軽傷を負った（いわゆる「軽井沢スキーバス転落事故」）。



安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、**交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務**を行わなければならない p.17

⑪交通事故の発生原因 p.15

⑫運転メカニズム
p.16

⑨運転日誌の備
え付けと記録
p.13

⑩安全運転指導
p.14

②運転者の適
性等の把握
p.6

⑬安全運転の保持と走行用

⑭その他の事業所への対策 p.18

⑮交通安全意識点検
p.19

③運行計画の作成
p.7

④交替運転者
の配置
p.8

①安全運転管理者の業務

道路交通法施行規則第9条の10 p.5

⑧目視等及びアルコール
検知器を用いた運転前
後の酒気帯びの有無の
確認
p.12

⑥点呼等による
安全運転の確
保
p.10

⑤異常気象時
の安全運転
の確保
p.9

⑦酒気帯びの有無の確認
記録を1年間保存
アルコール検知器を常
時有効に保持
p.11



各項目に①から⑮の番号を付加して、以下のページに対応するようにしました。

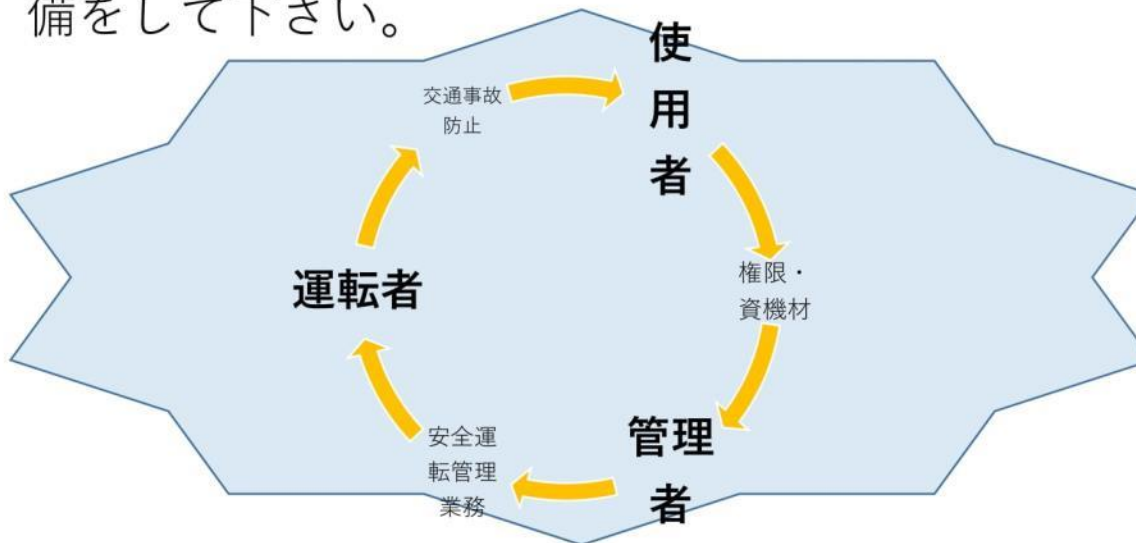
① 安全運転管理者の業務遂行にあたって

使用者は選任した安全運転管理者に対し

- ・ 安全運転管理業務遂行に必要な権限の付与
- ・ 安全運転管理業務遂行に必要な機材の整備

をしなければなりません。（道路交通法第74条の3第7項）

選任された安全運転管理者等が「**自分の業務**」として責任感をもって安全運転管理業務にあたり、安全運転管理業務遂行に必要な権限の付与・機材の整備がされるよう、社内規程等の整備をして下さい。



②

運転者の適性等の把握

運転者の運転適性、安全運転に関する技能・知識、道路交通法の遵守の状況を把握するための措置を講じる

- ・ 運転免許証の定期的な（更新時など）現物確認
- ・ 運転可能車種の把握
- ・ 運転適性診断（検査）等の活用
- ・ 必要に応じた運転経歴証明書等の提出規程
- ・ 交通事故・違反報告規程
- ・ 免許停止・取消し処分中の運転者把握方策



③ 運行計画の作成等

最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止、その他安全運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成する

- ・ 運行計画等の作成
- ・ 運行ルートへの指示
- ・ 行先、経路の把握



④ 長距離・夜間における交代運転者の配置

運転者が長距離の運転または夜間の運転をする場合に、疲労等により、安全運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替する運転者を配置する

- ・ 交代運転者の配置基準
- ・ 交代場所の指定
- ・ 交代距離（時間）の基準



⑤ 異常気象時等の措置

異常な気象、天災その他の理由により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示や、その他安全運転を確保するための措置を講ずる

- ・ 運転者に対する指示（具体的に）
- ・ 連絡体制の確立と周知
- ・ 運転回避・中止等の指示や基準の策定等



⑥ 朝礼、点呼及び日常点検の実施

点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示をする

- ・ 朝礼、点呼等の実施
- ・ 運転者の健康状態の確認
- ・ 体調不良者に対する措置（規程）
- ・ 車両の日常点検実施状況、点検結果の確認
- ・ 整備管理者の指定
- ・ 整備不良、故障発見時の規程の整備
- ・ 保険の加入状況の把握



⑦ 酒気帯びの有無の確認・記録の1年間保存

1. 酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて目視等で行う
2. 酒気帯びの有無の確認記録を1年間保存する
3. アルコール検知器を常時有効に保持する

- ・ 酒気帯びの有無の確認体制の確立
- ・ 酒気帯びの有無の確認記録の決裁・管理規程
- ・ アルコール検知器の管理規程
- ・ 必須項目の記録
- ・ 酒気帯び運転防止方策



⑧ 安全運転管理者の業務拡充（酒気帯びの有無の確認）

改正道路交通法施行令が順次施行され、安全運転管理者による
運転前後のアルコールチェックが義務化

令和4年
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和5年
12月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること

⑨ 運転日誌の記録等

運転者名、運転の開始と終了の日時、運転距離、その他運転状況を把握するために必要な事項を記録する運転日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させる

- ・ 運転日誌の備付けの有無
- ・ 運転日誌の記録・保管・決裁規程
- ・ ドライブレコーダーの活用
- ・ 社有車両の適切な保管・管理



⑩ 運転者に対する指導

「交通安全教育指針」に基づく教育のほか、安全運転に関する技能や知識などの指導を行う

- ・ 交通安全教育の意義についての理解
- ・ 運転者の特性に応じた教育の内容及び方法の選択
- ・ 理解を深める交通安全教育の実施
- ・ 参加・体験・実践型の教育手法の活用
- ・ 交通安全教育の効果の測定
- ・ 社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見直し
- ・ プライバシーへの配慮
- ・ 関係機関・団体相互の連携
- ・ 安全な運転に関する技能や知識の指導



⑪ 交通事故の発生原理

道路上には**常に危険**が存在し、その危険が**現実になる**ことにより事故が発生する。

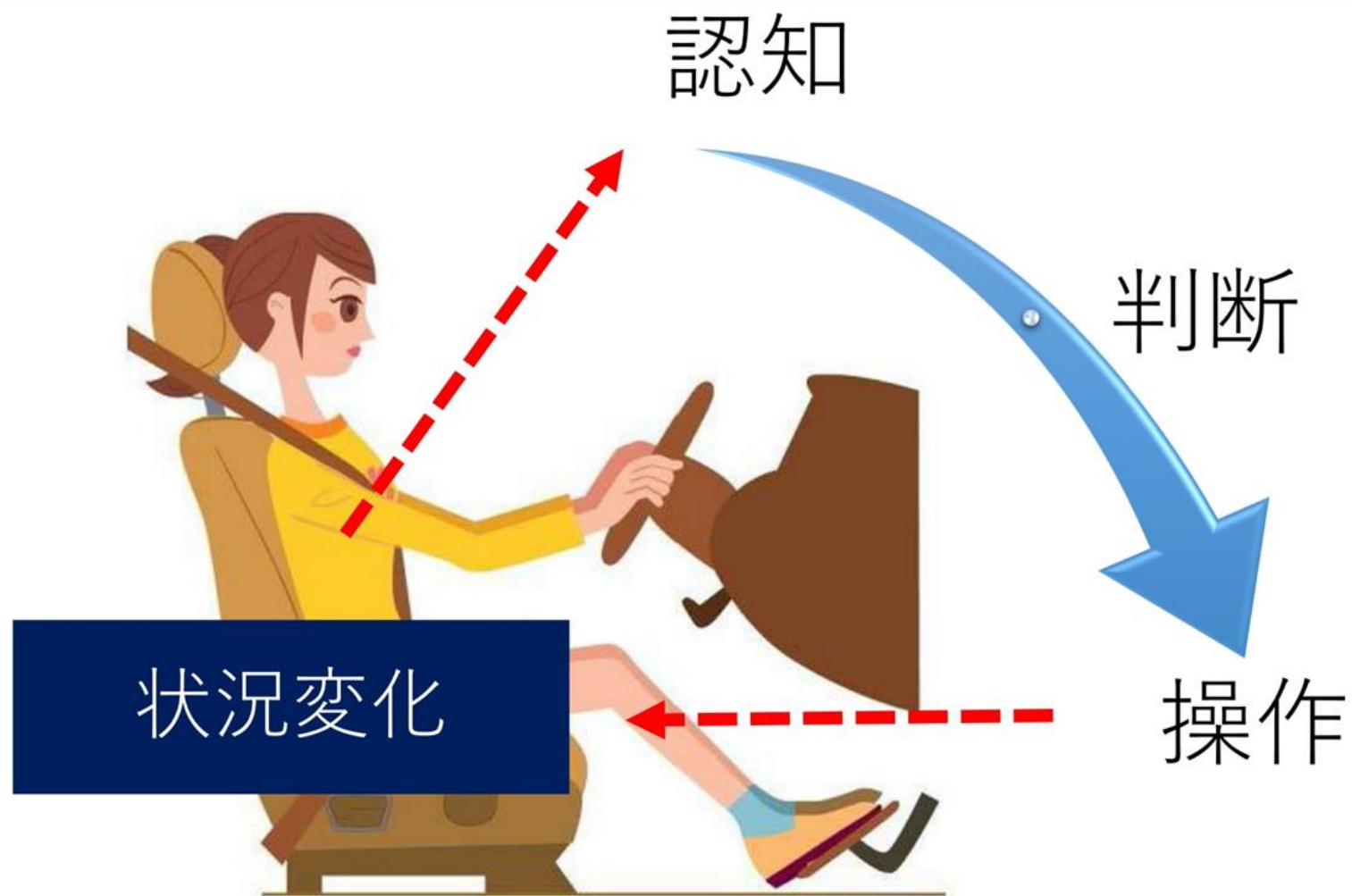


- 職場全体で、常に危険を予測し回避行動がとれている？
- 偶然、発生していないだけでは？

⑫

運転のメカニズム

交通事故の約 8 割は認知誤り



⑬ 安全速度の保持と走行用前照灯の活用

速度が増すほど停止距離は長くなります。

仮に12メートル先に歩行者がいた場合、時速30km/hでは停止できますが、時速50km/hでは、ほぼノーブレーキで衝突します。

運転している場所（視認性、交通量等）に合った**安全速度**を守った運転を心掛けましょう。

走行用前照灯（いわゆるハイビーム）は活用することにより危険の発見（認知）への効果が大いに期待できます。

先行車や対向車がない場合は、適切に使用しましょう。



ハイビーム（上向きライト）だと...

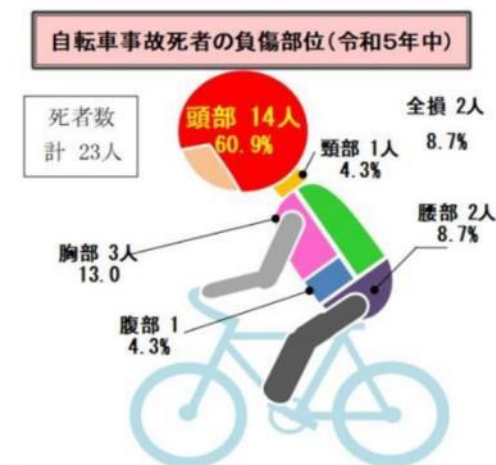


ロービーム（下向きライト）だと...

⑭ その他事業所の交通安全対策

車両通勤者等への交通事故防止対策推進

- ・ 車両通勤者の把握
- ・ 通勤車両の駐車場所の管理
- ・ 通勤車両の車検・保険の確認
- ・ 通勤車両に関する規程の策定
- ・ 自転車乗用時のヘルメット着用
- ・ 自転車保険への加入状況



⑮ 交通安全意識度点検 いくつチェックがつきますか？

- ☐ 運転する前には、必ず車の外周を確認する。
- ☐ 乗車後、必ず座席位置やミラーの調整をする。
- ☐ 座席位置は、ブレーキを踏み込んで調整している。
- ☐ 視界に入る動くものは、取り外している。
- ☐ 逆手ではハンドルを回さない。
- ☐ 信号を通過する際は、必ず指差し確認をしている。
- ☐ 横断歩道に接近する際は注意をしている。
- ☐ たとえ信号が青でも、油断しない。
- ☐ 見通しが利かない交差点では、特に注意している。
- ☐ 急いでいるときほど、後退して駐車する。
- ☐ スペアタイヤ・ガラスクラッシャー等は万全にしている。
- ☐ 車両の取扱説明書を読んでいる。